

日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリーでの知財業務の紹介

会員・ジェトロニューデリー知的財産権部 大谷 仁郎

要 約

日本弁理士会と日本貿易振興機構（ジェトロ）との覚書に基づき筆者は、ジェトロ東京本部での国内研修を経て、2015年10月からジェトロニューデリーに在籍しています。ジェトロニューデリーで筆者は、知財業務に限らず、知財の基礎となるジェトロ国内外の投資関連業務に広く従事する機会を頂いています。本稿ではこうしたジェトロニューデリーでの業務のうち、特に知的財産権部での知財業務の内容について、(1)情報収集・発信、(2)調査、(3)国際協力、(4)在インド日系企業の知財活動の支援、(5)インド政府への働きかけ、(6)相談対応、の6項目に分けて紹介します。

目次

1. はじめに
2. ジェトロおよびジェトロニューデリーについて
3. 知財業務の内容について
 - (1) 情報収集・発信
 - (2) 調査
 - (3) 国際協力
 - (4) 在インド日系企業の知財活動の支援
 - (5) インド政府への働きかけ（建議書の提出）
 - (6) 相談対応
4. おわりに

1. はじめに

日本国政府が発表した「知的財産推進計画 2013」を受けて、在外での知財体制の強化を目的とし、日本国弁理士を日本貿易振興機構（ジェトロ）の海外事務所に派遣する施策が推進されています。同施策の実現に向けた日本弁理士会とジェトロとの覚書に基づき筆者は、ジェトロ東京本部での国内研修を経て、2015年10月からインドのジェトロニューデリーに在籍しています。

ジェトロニューデリーで筆者は、知財業務に限らず、インドの政治経済に関するビジネス情報の収集、日系企業のインド進出支援、インド企業の対日投資推進、および投資セミナーの運営など、知財の基礎となるジェトロ国内外の投資関連業務に広く従事する機会を頂いています。

2. ジェトロおよびジェトロニューデリーについて

ジェトロは、世界 55 カ国に 74 の海外事務所（2016年4月時点）を有する独立行政法人であり、諸外国のビジネス関連事情の調査、日系企業の海外展開の支援、外国企業による対日投資の推進、および諸外国企業との貿易拡大の促進などを行っています。ジェトロはインドに5つの拠点を構えており、このうちジェトロニューデリーが、他のムンバイ、ベンガルール、チェンナイ、およびアーメダバードの拠点を統括しています。

ジェトロニューデリーにおける知的財産権部は、南アジア地域にかかる知財業務に取り組んでおり、2012年に発足して以後、現在は、日本国特許庁から出向されている菅原洋平部長（写真左から2番目）、ナショナルスタッフの榎崎聖子所員（写真左）、同じくナショナルスタッフのワイシャリ・ジェイン所員（写真右）に筆者（写真右から2番目）の4人体制となっています（図1）。

ジェトロニューデリーへの派遣以前、筆者は都内の特許事務所に勤務し、主に国内外における権利化業務を主に担当していました。当時を振り返ると、インド案件を処理するなかでインド代理人とコミュニケーションをとり、またインド法制度やその運用を学習し、さらにタイにあるジェトロバンコクに関わる知財専門家からジェトロの業務について話を聞く機会もあり、日本国の利益の観点からインドへの知財の投資に強い関心を抱くようになっていったのを覚えています。

その後、日本弁理士会からの公募にて選任して頂き、2017年3月末までの任期でジェトロニューデリーに在籍する運びとなりました。

以下、ジェトロニューデリーでの知財業務の内容を、(1) 情報収集・発信、(2) 調査、(3) 国際協力、(4) 在インド日系企業の知財活動の支援、(5) インド政府への働きかけ、(6) 相談対応、の6項目に分けて紹介します。

業務の内容は執筆時点（2016年12月）のものであり、また必ずしも全ての業務を紹介しきれていないわけではありませんことをご了承ください。ジェトロニューデリーが取りまとめた公表資料は、ジェトロウェブサイト（知的財産に関する情報、図2）にPDF形式で公開しており、無料で閲覧およびダウンロードが可能です。

（知的財産に関する情報）

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/ip/>



図1（上）：知的財産権部のメンバー
図2（下）：「知的財産に関する情報」のイメージ

3. 知財業務の内容について

（1） 情報収集・発信

（1-1） 南アジア知財ニュース

ジェトロニューデリーでは、南アジア地域の英文ニュースサイトや各国政府の広報などを閲覧し、知財関連の情報を収集しています。そして、情報の内容や出典を確認するとともに、日系企業にとって有益性の高い情報を抽出し、和文タイトルおよびURLを記載したメールマガジンを作成して月2回程度、関係者の皆様に無料でメール配信しています。配信をご希望の方は、上記のジェトロウェブサイト（知的財産に関する情報）内の専用ページから登録できます。

（1-2） インド政府の発表資料

ジェトロニューデリーでは、インド政府の国家的な知財戦略の今後の方向性を示す「インド国家知的財産権政策」（2016年5月公表）をはじめとする、インド政府が策定した知財に関する国家戦略の主なものについて、原文を収集しています。また、IT・ソフトウェアに関するコンピュータ関連発明（CRI）に対する特許審査の基準となる「CRI審査ガイドライン」（2016年2月公表）や、商標登録出願に対する審査の基準として検討されている「商標マニュアル実務と手引き（案）」など、インド政府が公表した審査ガイドラインの主なものについて、原文を収集しています。

さらに、強制実施権の請求認容/棄却が争われた、英アストラゼネカ社と印リーファーマ社のケース、米ブリストル・マイヤーズスクイブ社と印BDRファーマシューティカルズ・インターナショナル社のケース、および独バイエル社と印ナトコ社のケースのそれぞれに関するインド特許意匠商標総局の決定の内容などについても、原文を収集しています。

これらの原文は、日本語仮訳とあわせて上記のジェトロウェブサイト（知的財産に関する情報）で公開しています。

（1-3） 世界のビジネスニュース（通商弘報）

ジェトロニューデリーでは、南アジア地域のニュースサイト、現地セミナーへの参加、および関係者へのインタビューなどを通じて得られる情報をもとに、国際ビジネス情報に関する1,600字程度の記事（通商弘報）を作成し、その要約をメールニュースとして配信しています。インド知財に関するものとしてはこれま

で、原稿タイトル「インド税関職員向けセミナーをニューデリーで開催」、「特許規則が改正、早期審査制度を導入」、および「特許庁がインド当局の審査官に実務研修-特許出願の滞留解消に協力-」などを配信しました。このような通商弘報は要約まででしたら下記 URL にて無料で閲覧できます。

(世界のビジネスニュース (通商弘報))

<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

(2) 調査

(2-1) 調査レポート

ジェトロニューデリーでは、日系企業からのニーズや現地の知財状況などを踏まえてテーマを決定し、現地の法律事務所と協力して調査を行い、調査レポートとして取りまとめています。近年取りまとめたものとしては、インド、バングラデシュ、ブータン、ネパール、パキスタン、スリランカ、およびモルディブにおける知財保護の流れを簡易フローでそれぞれ紹介する「南アジアハンドブック」(図3)や、インド税関差止制度の紹介をはじめとして税関登録や税関差止時に要される手続き等をまとめた「インド税関における知財保護マニュアル」があります。その他、「インドにおけるトレードドレス事例集」、「インドにおける R&D の概況」「インド医薬品特許に関する報告書」、および「インド国内模倣品マーケット調査報告書」などがあり、これらを含めてこれまで実施した調査レポートは、上記のジェトロウェブサイト(知的財産に関する情報)で公開しています。

(2-2) インド知的訴訟・審判に関する統計・分析

ジェトロニューデリーでは、現地の法律事務所が収集したインド知財訴訟のデータ、および知的財産審判委員会(IPAB)の審決に関するデータの内容を確認・分析しています。そして、デリー高裁やムンバイ高裁への知財事件の提訴数、訴訟期間、原告の国籍、およびIPABの審決数、ならびに審決結果などについて統計を作成しています。また、デリー高裁やムンバイ高裁に提訴されている知財事件については、事件番号、出訴日、原告名、被告名、および関係法など、IPABにて審決が下された案件については、事件番号、審判請求年、審決日、審判請求人、審判被請求人、関係法、および争点などをリスト化しており、これらを含めて

「インド知財訴訟・審判報告書」(図4)として取りまとめ、上記のジェトロウェブサイト(知的財産に関する情報)で公開しています。

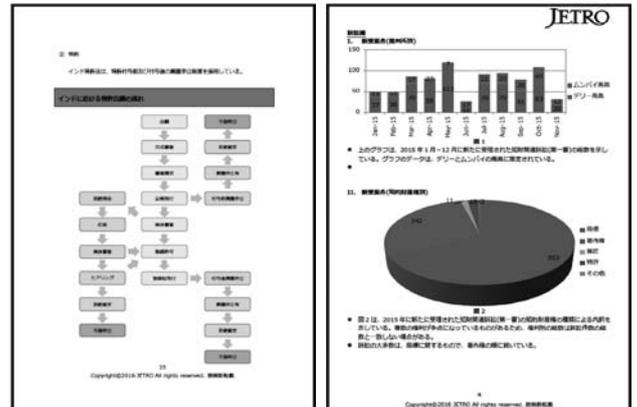


図3 (左): 「南アジアハンドブック」の一頁抜粋

図4 (右): 「インド知財訴訟・審判報告書 2015年度版」の一頁抜粋

(2-3) 法律事務所一覧・調査会社一覧

ジェトロニューデリーでは、権利化や権利行使などを含めた知財を取り扱うインドの法律事務所に対して調査票を送付し、調査の趣旨に賛同し回答を頂いた法律事務所について、事務所の概要、得意分野、業績、および日本語能力者の有無などを紹介した一覧を作成しています。そして、法律事務所の格付け・紹介を行う Chambers Guide や Legal 500 などにおける各事務所への言及の有無とあわせて取りまとめています。

また、ジェトロニューデリーでは、先行技術調査/無効調査などの特許調査を行う現地調査会社に対して調査票を同様に送付し、調査の趣旨に賛同し回答を頂いた調査会社について、事務所の概要や主要データベースなどを紹介した一覧を作成し、取りまとめています。

これらはそれぞれ「知財関連法律事務所一覧」および「特許調査会社一覧」として、上記のジェトロウェブサイト(知的財産に関する情報)で公開しています。

(3) 国際協力

(3-1) 知財セミナー

ジェトロニューデリーでは、日本国経済産業省や日本国特許庁、インド政府などと協力して、知財に関するセミナーを定期的で開催しています。2016年1月以降の主なものでは、2月にインド特許意匠商標総局のグプタ長官を講師として日本に招聘し、「インド知的財産セミナー」と題してジェトロ東京本部でセミ

ナーを開催しました。講師により、インド知財の最新動向、政府の取り組み、および2015年に公表された特許規則改正案（その後に修正が加わり2016年5月16日付で施行済み）や商標規則改正案（2016年12月末時点で未施行）などが解説され、セミナー会場は120名以上の出席者で埋まりました。参加者へのアンケートでは、日頃入手できないインド知財の最新情報を得ることができた、インド特許制度が整備されつつあることやその方向性を理解できた、今後のインドへの特許出願を目指す材料として有益となった、などといった上記のセミナーを評価する声が多く聞かれました。また5月には、インド最高裁判所のタクル長官らを講師として日本に招聘し、「インド司法制度・知財訴訟セミナー」と題して東京、広島、および京都の3カ所でセミナーを開催しました。各講師により、インド知財制度とともに、インド司法制度の概要、インドにおける仲裁手続き、インド法制度の特徴、および2015年10月23日付で施行された商事裁判所制度などが解説されました。

8月には、日本関税協会知的財産情報センターの松本敬事務局長を講師としてインドに招き、日本企業4社、世界税関機構、およびインドの知財法律事務所などからの発表者とともに、「インド税関における知財保護セミナー」と題して、ニューデリーでインド税関職員を対象としたセミナーを開催しました。「インド税関における知財保護セミナー」には、デリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイ、ベンガルール、およびアーメダバードなどから40名以上のインド税関職員が参加し、ジェトロが作成に協力したインド税関職員向けの研修モジュールがインド財務省中央物品税関税局（CBEC）から公表されたほか、日系企業4社が真正品・模倣品の判定ポイントを解説しました。セミナーに参加した日系企業の担当者からは、インド各地の税関職員とのコネクションを構築できたことは有意義だった、今後も継続的にインド税関との関係を強化していきたい、などといった上記のセミナーを評価する声とともに、当該セミナーのようにインド税関との関係構築を図ることができる機会が今後も継続的にほしいと期待する声も聞かれました。このようなインド税関職員を対象としたセミナーは、ジェトロとCBECとの税関差し止制度の運用向上を図る協力事業の一環であり、2012年の第1回セミナーから今回が5回目の開催となりました（図5）。

（3-2） 日本国特許庁による国際協力の支援

ジェトロニューデリーは、日本国特許庁がインドに対して産業財産分野における日印の協力覚書（2015年6月29日署名）に基づき国際協力を図るのをインド側でサポートしています。インド特許意匠商標総局が2016年4月付で新規採用した特許審査官458名のうち約300名に特許審査実務を指導する大規模研修に、日本国特許庁が講師として特許審査官9名を派遣したときには、ジェトロニューデリーは日本国特許庁の職員に同行しながら、最新情報の収集に努めました（図6）。



図5（上）：「インド税関における知財保護セミナー」の会場内の様子

図6（下）：研修に取り組むインド人新任審査官の様子

（4） 在インド日系企業の知財活動の支援

（4-1） インド IPG の事務局

ジェトロニューデリーは、在インド日系企業を中心としたメンバー間での意見交換や、現地の知財弁護士を招いて勉強会などを行うインド知的財産研究会（インド IPG）の事務局を務めています（図7）。インド IPG は6回/年で定期的実施していますが、知財セミナーの開催時や日本国政府職員の訪印時などには追加的に開催し、セミナーの講師や当該政府職員と意見交換しています。



図7：インド IPG の様子

なお、日本において海外での知財権侵害問題の解決をめざす日系企業・団体の集まりとして、ジェトロ東京本部の知的財産課が事務局を務める国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）があります。ジェトロニューデリーは、かかる知的財産課と連携し、インド側のインド IPG と日本側の IIPPF との協働を図っています。

（4-2）ワーキンググループ活動の支援

上記のインド IPG における在インド日系企業を中心とした知財関連の自主的なグループ活動（WG：ワーキンググループ）として、特許を主題とした特許 WG と、模倣品対策を主題とした模倣品対策 WG とがあります。各 WG では、メンバー主導で調査テーマを決定し、これに基づいて自主的な調査を行い、さらに現地の知財弁護士にヒアリングするなどの活動を重ねてレポートを作成します。ジェトロニューデリーは、各 WG にオブザーバーとして参加するとともに、作成したレポートの形式面の整備などを支援しています。各 WG 活動の成果はメンバー全員で共有するとともに、上記のジェトロウェブサイト（知的財産に関する情報）で公開しています。

（5）インド政府への働きかけ（建議書の提出）

ジェトロニューデリーでは、インド日本商工会および在インド日本国大使館と協力し、在インド日系企業が抱えるビジネス上の課題およびその改善要求を建議書として取りまとめ、インド政府に提出しています。2016年の建議書は、税制、銀行、物流、鉄鋼製品、航空、知的財産、手続、インフラ、およびフォローアップの9章構成となっています。

（6）相談対応

ジェトロニューデリーでは、日系企業からの知財に関する電話、メールおよび来訪による相談に対応しています。よく頂く質問のカテゴリとしては、インドの知財訴訟に関する事項、インド法律事務所に関する事項、インド税関登録に関する事項、およびインドでの模倣品対策に関する事項などが挙げられます。インド知財訴訟については上記の「インド知財訴訟・審判報告書」、インド法律事務所については上記の「知財関連法律事務所一覧」、インド税関における手続きについては上記の「インド税関における知財保護マニュアル」で紹介しておりますので、必要に応じてご参照頂ければヒントが見つかるかと思えます。また、インド模倣品対策を図る上で市場調査や摘発協力を行う調査会社の一覧も現在作成しており、完成後は上記のジェトロウェブサイト（知的財産に関する情報）にて公表予定ですので、ウェブサイトを適時ご確認頂ければ幸いです。

なお、ジェトロニューデリーまで来訪頂く場合、ジェトロの「海外ブリーフィングサービス」に沿って面談日時をセットして頂ければ、余裕を持った対応が可能かと存じます。面談をご希望される場合は、下記 URL にてお申し込み頂きますようお願いいたします。

（海外ブリーフィングサービス）

<https://www.jetro.go.jp/services/briefing/>

4. おわりに

以上、本稿では、ジェトロニューデリーでの知財業務の内容を紹介しました。今回のジェトロニューデリーへの派遣が終了する2017年3月末まで、出来るだけ多くの情報を収集するとともに発信し、成果を弁理士会へ還元できるよう活動していきます。

最後になりましたが、このような非常に有意義な機会を与えて頂きましたジェトロの方々や日本弁理士会をはじめ、本稿の執筆にあたりご助言頂いた菅原洋平部長には、この紙面を借りて心より感謝申し上げます。

以上
（原稿受領 2017. 1. 6）